

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年4月3日 午後5時50分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
広島市立安佐北高等学校 体育館
- 2 日時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

開票管理者	住所	広島市安佐北区亀崎一丁目26番20号
	氏名	秦 清
同上職務代理者	住所	広島市佐伯区美鈴が丘緑一丁目10番4号
	氏名	立 岩 薫

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月3日

平成23年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀 則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市

議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

開票管理者	住所	広島市安芸区矢野南五丁目13番6号
	氏名	荒井秀則
同上職務代理者	住所	広島市東区戸坂桜東町10番24号
	氏名	大東和 政仁

広島市安芸区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安芸区役所 3階第1会議室	広島市安芸区船越 南三丁目4番36号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安芸区役所 中野出張所	広島市安芸区中野 三丁目20番9号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安芸区役所 阿戸出張所	広島市安芸区阿戸 町6257番地の 2	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市安芸区役所 矢野出張所	広島市安芸区矢野 東五丁目7番18号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

広島県議会議員一般選挙

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市立安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成27年4月3日 午後5時50分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおりで改めて行う。

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市立安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成27年4月3日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおりで改めて行う。

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒井秀則

広島県議会議員一般選挙

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市立安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市立安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

投票区	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午前7時00分	午後6時00分
上多田投票区	みどり会館	午前7時00分	午後6時00分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第13号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第14号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

1 場 所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

広島市立五日市中学校 体育館

2 日 時 平成27年4月12日 午後9時20分開始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

開票管理者	住所 氏名	広島市佐伯区吉見園5番10号 久笠信雄
同上職務代理者	住所 氏名	広島市中区舟入中町3番13-901号 若林健祐

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月2日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市佐伯区役所 3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで
広島市佐伯区役所 湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	平成27年4月4日から 平成27年4月11日まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しまし

た。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり決めました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- 2 日時 平成27年4月3日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (3) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- (4) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- 2 日時 平成27年4月3日 午後5時50分
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (3) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- (4) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり決めました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時20分
広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成26年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安 村 和 幸

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市東区選挙管理委員会告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前 川 秀 雅

不在者投票の投票記載場所

広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 3階 第3会議室
広島市東区温品五丁目1番18号
広島市東区役所 温品出張所

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大 原 貞 夫

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 3階 3-1会議室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲 末 和 政

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所 2階 第1会議室

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡 部 邦 昭

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所 1階 第2会議室

広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
広島市安佐南区役所 佐東出張所

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
広島市安佐南区役所 祇園出張所

広島市安佐南区伴東四丁目18番6号
広島市安佐南区役所 沼田出張所

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室
広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
広島市安佐北区役所白木出張所
広島市安佐北区深川五丁目13番7号

広島市安佐北区役所高陽出張所
広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
- 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
- 広島市安芸区中野三丁目20番9号
- 広島市安芸区役所中野出張所
- 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
- 広島市安芸区役所阿戸出張所
- 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
- 広島市安芸区役所矢野出張所

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成27年4月3日

平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

- 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
- 広島市佐伯区役所 3階 302会議室
- 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
- 広島市佐伯区役所湯来出張所

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第4号

平成27年4月23日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第2号中「参事」を「参与」に、

同項第4号中「局の庶務」を「局（危機管理室を含む。以下同じ。）の庶務」に、同項第5号中「企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課行政改革推進係長」を「企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課の行政改革推進係長及び行政改革の推進に関する事務を担当する主査」に改める。

別表第1教育委員会事務局の項第5号中「総務課主幹（人件費の編成及び経理並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主幹に限る。）」を「総務課主幹（職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務並びに人件費の編成及び経理並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主幹に限る。）」に改め、同項第7号中「総務課人事係の主事（職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務、職員定数の計画及び指定に関する事務並びに人件費の編成及び経理に関する事務を専ら担当する上席の主事に限る。）」の右に「教育企画課の主事（県費負担教職員の給与費等の移譲に関する事務を担当する主事に限る。）」を、「給与係の主事（経理及び諸手当の認定に関する事務を専ら担当する上席の主事に限る。）」の右に「初等教員係の主事」を加える。

別表第2区役所の項中「参事」を削り、同表看護専門学校の項の次に次のように加え、

認定こども園	園長
--------	----

同表青崎地区区画整理事務所の項の次に次のように加え、

復興工事事務所	所長
---------	----

同表幼稚園の項中「副園長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教委告示

広島市教育委員会告示第5号

平成27年4月10日

広島市教育委員会（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

1 日時 平成27年4月17日（金） 午前9時30分から

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開議題】

- (1) 「効果的な避難計画づくり」について（報告）
- (2) 平成26年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施結果について（報告）
- (3) 広島市文化財審議会委員の委嘱について（代決報告）

広島市教育委員会告示第7号

平成27年4月20日

広島市交通科学館条例（平成6年広島市条例第56号）第13条の規定に基づき、広島市交通科学館の呼称を定めたので、同条

第2項の規定により告示します。

広島市教育委員会
委員長 井内 康輝

- 1 交通科学館の呼称
「スマジ交通ミュージアム」
- 2 呼称を定める期間
平成27年6月1日から平成30年3月31日まで